

以上
なる事
は毎年二月

項の一到該
協議會之を

を起たる時
員を生じた

し選出委員
は次期者より

一箇年とし指
之を起算し

は左記の事
又は委員の

高低に順應する最
び危険防止

及び休養
進に關する事項

議案を提出せん
名以上の同意を得て

會の月の前月末日迄
之を提出する事を要

協議會の議長は委員
より主管者之を指名

する時は主管者臨時に
名す

長は會議を總理し議場
持す議事の決議に加は

工場協議會は議長之を招
四月七月及び十月之

其總數の四分の一以上
の時又は議長に於て必

認めたる時は臨時に會議
のこす

名す選舉管理人は備中より選舉
立會人は職工中より選舉長之を專
任す

第五條 選舉人及び被選舉人の資格
は選舉期間の満する月の前月末日

現在の職工名簿に依る
但し選舉當日迄に資格を失ふべき

理由發生したる者は、員を選舉し
之に選舉せらるる、事を得

第六條 選舉は投票により之を行ふ
投票は單記無記名とし一人一票に

限る
第七條 各選舉區に投票所を設け各

投票所に投票用紙を置く選舉人は投
票所に於て投票用紙の交付を受け

之に自ら被選舉人一名の氏名を記
載して投票すべし

第八條 投票を終りたる時は選舉管
理人は其旨を、選舉長に報告し其指

揮を受け選舉立會人立會の上滞滯
なく開票すべし

第九條 左の投票は之を無効とす
一、制規の投票用紙を用ひざる

もの
二、一票中に二人以上の被選舉人

の氏名を記載したるもの
三、被選舉人の氏名の外餘事を記

載したるもの但し被選舉人の工
場(又は關係)名職名等を附したる

ものは此限りに非ず
四、被選舉人の何人たるを確認し

難きもの
第十條 選舉に關し疑ある時は選舉
管理人及び選舉立會人の意見を徵

第十條

第十一條

第十二條

第十三條

第十四條

第十五條

第十六條

第十七條

第十八條

第十九條

第二十條

第二十一條

第二十二條

第二十三條

第二十四條

第二十五條